

# 公立大学法人高崎経済大学科学研究費補助金事務取扱規程

平成23年度  
規程第147号

(趣旨)

第1条 高崎経済大学（以下「本学」という。）における文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会の科学研究費補助金（以下「科研費」という。）の取扱いについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の適正化に関する法律施行令（昭和30年法令第255号）、科学研究費補助金取扱規程（昭和40年文部省告示第110号）、独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領（平成15年10月7日規程第17号）、独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱要領（平成23年4月28日規程第19号）等に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 研究者 科研費の交付を受けた研究代表者又は研究分担者
- (2) 直接経費 科研費による研究の遂行に直接必要な経費
- (3) 間接経費 科研費による補助事業の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として、研究者の研究環境の改善や研究機関全体の機能向上に必要な経費

(研究支援)

第3条 科研費による研究活動は本学の活動として位置づけ支援し、もって研究の推進を図る。

(科研費に係る諸手続き)

第4条 本学は、科研費に係る諸手続きとして、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 応募・交付申請に係る手続きに関すること。
- (2) 交付申請書の記載内容の変更に係る手続きに関すること。
- (3) 実績報告に係る手続きに関すること。
- (4) 研究成果報告に係る手続きに関すること。

(5) 直接経費及び間接経費に係る事務手続きに関すること。

(補助金の受領)

第5条 研究者は、補助金の受領を学長に委任するものとする。

(経理の委任等)

第6条 直接経費の交付を受けた研究者は、その経理を学長に委任しなければならない。

2 研究者から委任を受けた直接経費の経理に関する事務は、研究グループ研究支援チームが行う。

(補助金の管理)

第7条 研究グループは、研究者に代わり直接経費を管理する。

2 直接経費の管理責任者は、研究グループリーダーとする。

3 研究グループリーダーは総務グループリーダーに依頼し、科研費専用の受入口座に直接経費が送金され次第、直ちに科研費専用の支払口座に移し替えなければならない。

4 研究グループリーダーは、直接経費の収支簿を備え、研究課題別にその収支状況を常に把握するとともに、その費目別の用途を明らかにしなければならない。

5 収支簿、預金通帳及び収支を明らかにした証拠書類は、交付を受けた年度終了後5年間保存しなければならない。

(直接経費の支出)

第8条 直接経費の支出は、文部科学省又は独立行政法人日本学術振興会が定める補助条件(使用ルール)に従うものとする。

2 前項のほか、本学における直接経費の支出は、公立大学法人高崎経済大会計規則(平成23年度規程第41号)及び公立大学法人高崎経済大学職員等の旅費に関する規程(平成23年度規程第39号)等の本学諸規程に従うものとする。

(物品等の検収)

第9条 科研費により購入した物品はすべて、発注者以外の事務職員が検収を行うものとする。

2 研究者は、立替払いにより購入した物品についても、すみやかに研究グループ研究支援チームで検収を受けなければならない。

(旅費及び謝金の確認)

第10条 研究グループリーダーは、研究者が支出した旅費及び謝金について、報告書等の証拠書類を提出させるとともに、必要に応じた事実確認を行なうものとする。

(寄付の受入)

第11条 研究者は、直接経費により購入した10万円以上の物品及び全ての図書については、購入後直ちに本学に寄付しなければならない。

2 前項による寄付の手続きは、別に定める。

3 寄付された物品は、研究グループ研究支援チームにおいて備品台帳を備え適切に管理しなければならない。

4 第1項により、寄付することにより研究上支障が生じる場合は、文部科学省又は独立行政法人日本学術振興会に寄付の延期承認申請書を提出し承認を得なければならない。

5 第1項により寄付を行った研究者が、補助事業遂行期間中に他の研究機関に転出した場合、新たに所属する研究機関への寄付を行うため、当該物品を研究者に返還するものとする。

(間接経費の譲渡)

第12条 研究者は、間接経費が交付された場合には、本学に譲渡しなければならない。

2 当該研究者が他の研究機関に転出する、又は補助事業を廃止することとなる場合には、直接経費の残額の30%に相当する額の間接経費を当該研究者に返還する。

(間接経費の受入)

第13条 研究者から譲渡された間接経費は、本学の収入として受け入れ管理するものとする。

2 本学の収入への手続きは、出納責任者が行うものとする。

(間接経費の使途)

第14条 間接経費は、競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針(平成13年4月20日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)別表1に掲げる使途に使用する。

2 間接経費は、学長の責任の下で、公正・適正かつ計画的・効率的に使用しなければならない。

(利子の譲渡の受入)

第15条 研究者は、科研費の管理口座等から生じた利子のすべてを本学に譲渡することとし、研究グループは、譲渡された利子を科研費による研究の実施に伴う管理等に必要な経費として使用するものとする。

(説明会等)

第16条 科研費の適正な執行を確保するため、研究者等を対象とした説明会及び研修会を実施し、その実施状況を各年度の応募の際に文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会に報告するものとする。

(内部監査)

第17条 科研費の適正な使用の確保のため、内部監査を実施し、文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会に、その実施状況を報告しなければならない。

2 内部監査は、文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会が、各研究機関が行うべき事務等で定める通常監査及び特別監査を実施する。

3 内部監査の実施に当たっては、高崎経済大学競争的資金等内部監査規程（平成23年度規程第146号）に基づき行うものとする。

(改廃)

第18条 この規程の改廃は、教育研究審議会に諮り、理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

この規程は、平成23年12月15日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成24年3月15日第164号）

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月13日第107号）

この改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月11日第112号）

この改正は、平成27年4月1日から施行する。